

# 駐車許可証

令和 年 月 日

第 学年 課程  
殿

- 許可番号 第 一 号  
○車輛登録番号  
○許可期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日  
○駐車場所

上記のとおり、構内での駐車を許可します。

については、道路交通関係法令及び裏面の事項を遵守してください。

青森県営農大学校長 印

(裏面)

## ○遵守事項

- 構内では、歩行者の安全を第一とすること。
- 構内の道路標識及び標示に従うこと。
- 構内は、時速15km以下で徐行すること。
- 警音器は、真に必要な場合を除き使用しないこと。また、始動時及び走行時における騒音の防止に努めること。
- 構内の指定の場所に駐車し、自動車の管理点検を適切に行うこと。
- 自動車の鍵は厳重に管理し、他人に使用させないこと。
- 緊急事態又は本校の行事等により臨時の規制を行うときは、これに従うこと。
- 構内における事故、駐車中における破損・盗難等の損害について、使用者と保護者等(以下「当事者」という。)が責任を負うこと。また、事故により、大学の施設等に損害を与えたときは、当事者の責任において原状に回復すること。
- 使用車両を変更するときは、速やかに再度申請すること。また、運転免許証、自動車検査証及び任意保険証に変更があった場合は、速やかに該当書類の写しを提出すること。
- 通学形態を変更(通学生⇄寮生)したときは、速やかに駐車許可証交付申請書を再度提出すること。

※ 駐車する際には、おもて面が見えるようにダッシュボード上に置くこと。